

岩手県告示第 1030 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 11 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 久慈岩泉線
 - (2) 供用開始の区間 久慈市山根町字深田第 11 地割 51 番 1 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 7 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 18 年 11 月 7 日から同年 12 月 7 日まで
- 2(1) 路線名 野田山形線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 九戸郡野田村大字野田第 21 地割字日向下 7 番 4 地先から 273 番 5 地先まで
 - イ 九戸郡野田村大字野田第 22 地割字明内 118 番 2 地先内
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 11 月 7 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 久慈地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 18 年 11 月 7 日から同年 12 月 7 日まで